

掛川市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年1月16日

掛川市長 松井三郎

1 大字紅葉台に大字を変更する区域

大字青葉台551の6、551の7、555、557の1から557の5まで、558、558の2、559の2から559の5まで、559の17、560の1から560の3まで、561の64、561の76、561の114、563、581の6、581の21、738の46、738の47、749の15、杉谷二丁目10の5、51の1、52、52の2、53の1、66、67の3、68の3から68の5まで、69、70、72の2、84の1、84の3、85、86の1から86の6まで、87の1、87の2、98、102の1、102の2、103の1、103の3から103の5まで、104の1から104の5まで、105、105の2、107の1、107の3から107の8まで、107の11、108の2、108の3、109の2、109の3、110の2、110の3、111の2、111の3、529、530の1、530の2及び531から533までの全部並びに大字杉谷二丁目541及び604の一部

2 大字紅葉台に大字を変更し小字を廃止する区域

大字葛川字池上559の6から559の8まで、559の10、559の11、559の13から559の15まで、581の12、581の18、大字葛川字大福寺749の17、761の1、761の2、762の2、763、764の1、764の3、764の5から764の8まで、764の10から764の19まで、764の21、764の23、764の25、764の27、764の29、764の31、764の33、764の37から764の42まで、764の44から764の48まで、764の53、765の1、765の7、765の10、765の13、765の15、765の26、765の27、765の38及び765の41の全部

3 変更年月日

平成27年1月16日